

議案第10号

杉並区立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立図書館条例の一部を改正する条例

杉並区立図書館条例（昭和57年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（協議会の組織）

第7条 協議会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する委員13人以内をもつて組織する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者 6人以内
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人
- （3）学識経験のある者 3人以内
- （4）区民 3人以内

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

図書館法の一部が改正されたことに伴い、図書館協議会の委員の任命の基準を定める必要がある。

杉並区立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p><u>(協議会の組織)</u></p> <p><u>第7条 協議会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する委員13人以内をもつて組織する。</u></p> <p><u>(1) 学校教育及び社会教育の関係者 6人以内</u></p> <p><u>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人</u></p> <p><u>(3) 学識経験のある者 3人以内</u></p> <p><u>(4) 区民 3人以内</u></p>	<p><u>(委員の定数)</u></p> <p><u>第7条 協議会の委員の定数は、13名以内とする。</u></p>